

公衆浴場経営合理化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場の経営の合理化を促進し、経営を安定させることにより、市民の日常の保健衛生水準の確保を図るため、公衆浴場を経営する者が行う公衆浴場経営合理化事業（以下「事業」という。）に要する経費につき交付する補助金について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けて経営されている施設であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金の価格が統制され、かつ、利用形態からみてもっぱら地域住民の日常の保健衛生のために利用されていると認められるものをいう。

(補助の対象)

第3条 市は、市内で市長が適当と認める公衆浴場を経営する者（以下「営業者」という。）が当該公衆浴場の別表に掲げる設備改善を行う場合における当該設備改善に要する経費につき、毎年度予算の範囲内で、同表に定める補助率により、当該営業者に対して補助する。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をしようとする営業者は、公衆浴場経営合理化事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて当該申請に係る設備改善のための工事に着工する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 見積書及び設備の図面
- (3) 営業の許可指令書の写し又は営業許可証明書（別記様式第3号）
- (4) 納税証明書（市税の滞納のない証明）または非課税証明書
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出については、市長が別に定める期日までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の公衆浴場経営合理化事業補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該営業者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた営業者（以下「補助営業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の内容の変更に係る承認の申請)

第7条 補助営業者は、事業の内容（軽微な変更を除く。）に変更を加えようとするときは、公衆浴場経営合理化事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）に第4条各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助営業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助営業者は、当該事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月20日のいずれか早い期日までに公衆浴場経営合理化事業実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第6号）

(2) 支出証拠書類の写し及び完成写真

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の公衆浴場経営合理化事業実績報告書の提出があった場合

において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助業者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助業者は、請求書（別記様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用の禁止)

第12条 補助金の交付を受けた補助業者は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(財産の処分の制限)

第13条 前条の補助業者は、事業完了の日から1年間は、当該事業により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、若しくは交換し、又は貸付け若しくは担保（当該財産の取得のための借入金に係るものを除く。）に供してはならない。

(関係書類の整備等)

第14条 補助業者は、事業及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しておかななければならない。

(報告及び検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助業者に対して報告を求め、若しくは事業の施行に関し必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類若しくは事業の実施の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取消等)

第16条 市長は、補助業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該補助業者に期限を定めて、その超える額に相当する額に相当する金額の返還を命ずる

ものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成19年12月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

設 備 改 善		経 費	補 助 率	
1	風呂釜の新設又は更新	風呂釜の新設又は更新	釜（内釜及び外釜）本体の購入経費	1 基当たり 674,000円を最高限度として、当該経費の 2 分の 1 以内
		内釜の更新	内釜本体の購入経費	1 基当たり 394,000円を最高限度として、当該経費の 2 分の 1 以内
		外釜の更新	外釜本体の購入経費	1 基当たり 280,000円を最高限度として、当該経費の 2 分の 1 以内
2	循環ろ過機の新設又は更新	循環ろ過機本体の購入経費	1 基当たり 480,000円を最高限度として、当該経費の 2 分の 1 以内	
3	燃焼装置（自動燃焼装置にあっては自動制御装置部分を除く。）の新設又は更新	燃焼装置本体の購入経費	1 基当たり 206,000円を最高限度として、当該経費の 2 分の 1 以内	
4	燃焼装置用自動制御装置の新設又は更新	燃焼装置用自動制御装置本体の購入経費	1 基当たり 258,000円を最高限度として、当該経費の 2 分の 1 以内	
5	上り湯温度調節装置の新設又は更新	上り湯温度調節装置本体の購入経費	1 基当たり 180,000円を最高限度として、当該経費の 2 分の 1 以内	
6	煙突の新設又は更新	煙突本体の購入経費	1 基当たり 276,000円を最高限度として、当該経費の 2 分の 1 以内	
7	配管、タイル設備の更新	配管設備の取替え及び浴室内タイルの張り替えに要する経費（同一年度 1 工事のみ）	1 設備工事当たり 520,000円を最高限度として、当該経費の 2 分の 1 以内	
8	排湯熱交換器の新設又は更新	排湯熱交換器本体の購入経費	1 基当たり 270,000円を最高限度として、当該経費の 2 分の 1 以内	

9	給水給湯自動化装置の新設又は更新		給水給湯自動化装置の設置に要する経費	1 設備工事当たり374,000円を最高限度として、当該経費の2分の1以内	
10	サウナ設備の新設又は更新		サウナ設備の設置に要する経費	1 設備工事当たり1,468,000円を最高限度として、当該経費の2分の1以内	
11	高齢者入浴安全設備の新設又は更新	段差解消	高齢者入浴安設備の設置に要する経費	1 設備工事当たり右記額を限度として、当該経費の2分の1以内	260,000円
		転倒防止			160,000円
		姿勢安定			140,000円
<p>備考 1 から 6 まで及び 8 については、設備の運搬費、据付費、附帯工事費等は、購入経費に含まない。</p> <p>1 1 高齢者入浴安全設備の対象品目は、次のとおり。</p> <p>段差解消設備：段差解消スロープ等</p> <p>転倒防止設備：安全手摺、ノンスリップマット等</p> <p>姿勢安定設備：スツールベンチ、バスマット、シャワーシート シャワーチェア等</p>					

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

年度公衆浴場経営合理化事業補助金交付申請書

年 月 日

山口市長 様

営業者 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)

印

年度において公衆浴場経営合理化事業を実施したいので、公衆浴場経営合理化事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

(ア)営業者事業費	補助基本額	内 訳	
		(イ)市補助金	営業者負担金(ア)-(イ)
円	円	円	円
事業計画	別添「事業計画書」記載のとおり		

添付書類

- 1 事業計画書 (別記様式第 2 号)
- 2 見積書及び設備の図面
- 3 市税の納税証明書 (滞納の無いことの証明) または非課税証明書
- 4 営業許可証明書 (別記様式第 3 号)

別記様式第2号（第4条関係）

事業計画書

公衆浴場	名称							
	所在地							
	許可指令番号等		年	月	日	指令第	号	
許可を受けている者		住所氏名						
設	種別							
	規格							
備	工事着工予定年月日		年	月	日	年	月	日
	工事完了予定年月日		年	月	日	年	月	日
改	改善の理由							
善	事業費（見積額）		円	円	円	円		
	補助基本額		円	円	円	円		
事業区分	負担	市補助金		円	円	円		
		営業者	借入金	円	円	円		
	区	負担金	自己資金	円	円	円		
		計		円	円	円		

注1 種別の欄には、¹釜（内・外）、内釜、外釜、²循環ろ過機、³燃焼装置、⁴燃焼装置用自動制御装置、⁵上り湯温度調節装置、⁶煙突、⁷配管、タイル設備、⁸排湯熱交換器、⁹給水給湯自動化装置、¹⁰サウナ設備、¹¹高齢者入浴安全設備の別を記入すること。

注2 事業費（見積額）の欄は、請負業者の見積書の全額とすること。

注3 補助基本額の欄には、注1の種別のうち1から6まで及び8については、設備の運搬費、据付費、附帯工事費等を含まない額を記入すること。

別記様式第3号（第4条関係）

営 業 許 可 証 明 書

年度における公衆浴場経営合理化事業補助金の交付申請に必要がありますので、次の公衆浴場について営業許可がなされていることを証明願います。

年 月 日

山口環境保健所長 様

願出者 住 所

氏 名

㊟

公 衆 浴 場	名 称		
	所在地		
営 業 許 可	許可がなされている者	住 所	
		氏 名	
	許 可 年 月 日	年 月 日	
	指 令 番 号	指令 第 号	

上記のとおり営業許可がなされていることを証明する。

年 月 日

山口県環境保健所長

㊟

別記様式第4号（第7条号）

年度公衆浴場経営合理化事業計画変更承認申請書

年 月 日

山口市長 様

補助業者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

年 月 日付け指令環第 号により補助金交付の決定通知があった公衆浴場経営合理化事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、承認されるよう公衆浴場経営合理化事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	(ア)業者事業費	内 訳	
		(イ)市補助金	業者負担金(ア)-(イ)
変 更 前	円	円	円
変 更 後	円	円	円
変 更 内 容	別添「事業計画書」記載のとおり		
変 更 の 理 由			

添付書類

- 1 事業計画書（別記様式第2号）
- 2 見積書及び設備の図面

別記様式第5号（第9条関係）

年度公衆浴場経営合理化事業実績報告書

年 月 日

山口市長 様

補助業者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

印

年 月 日付け指令環第 号により補助金交付の決定通知があった公衆浴場経営合理化事業について、下記のとおり事業を完了したので、公衆浴場経営合理化事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

	① 営業者事業費	補助基本額	内 訳	
			② 補助金	営業者負担金①-②
見 積 額	円	円	円	円
精 算 額	円	円	円	円
差引増減額	円	円	円	円
事業実績	別添「事業実績書」のとおり			

添付書類

- 1 事業実績書（別記様式第6号）
- 2 支出証拠書類の写し及び完成写真

別記様式第6号（第9条関係）

事業実績書

公衆 浴場	名 称					
	所 在 地					
	許可指令番号等		年 月 日	指令 第	号	
許可を受けてい る者		住 所 氏 名				
設 備	種 別					
	規 格					
改 善	工事着工予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	工事完了予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
事 業 区 分	改 善 の 理 由					
	精 算 額		円	円	円	
事 業 区 分	補 助 基 本 額		円	円	円	
	負 担	市 補 助 金	円	円	円	
		営業者 負担金	借 入 金	円	円	円
			自 己 資 金	円	円	円
計		円	円	円		

注 「種別」及び「精算額」の欄は、「事業計画書」の注1及び注2の例により記載すること。

別記様式第7号（第11条関係）

請 求 書

一金 円

これは、 年度公衆浴場経営合理化事業補助金として、上記のと
おり請求いたします。

年 月 日

山口市長 様

住 所

氏 名

印